

長期優良住宅建築等計画認定等申請手数料

R4.10.1

- (1) 1戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの）の場合は、次の表に掲げる額。
 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅）の場合は、総住戸数の区分に応じて定める金額。

(円)

区分		金額		
① 長期優良住宅建築等計画認定（新築）	「長期使用構造等確認書」または「長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書」を添付する場合	1戸建ての住宅	12,000	
		共同住宅等	5戸以下	22,000
			6戸以上 10戸以下	37,000
			11戸以上 25戸以下	62,000
			26戸以上 50戸以下	99,000
			51戸以上 100戸以下	150,000
			101戸以上 200戸以下	250,000
			201戸以上 300戸以下	320,000
	301戸以上	370,000		
	その他	1戸建ての住宅	46,000	
		共同住宅等	5戸以下	100,000
			6戸以上 10戸以下	170,000
			11戸以上 25戸以下	340,000
			26戸以上 50戸以下	610,000
			51戸以上 100戸以下	1,050,000
101戸以上 200戸以下			1,950,000	
201戸以上 300戸以下			2,790,000	
301戸以上	3,420,000			
② 長期優良住宅建築等計画認定（増築又は改築）	「長期使用構造等確認書」または「長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書」を添付する場合	1戸建ての住宅	18,000	
		共同住宅等	5戸以下	33,000
			6戸以上 10戸以下	55,000
			11戸以上 25戸以下	93,000
			26戸以上 50戸以下	140,000
			51戸以上 100戸以下	220,000
			101戸以上 200戸以下	380,000
			201戸以上 300戸以下	490,000
	301戸以上	550,000		
	その他	1戸建ての住宅	69,000	
		共同住宅等	5戸以下	160,000
			6戸以上 10戸以下	260,000
			11戸以上 25戸以下	510,000
			26戸以上 50戸以下	920,000
			51戸以上 100戸以下	1,580,000
101戸以上 200戸以下			2,930,000	
201戸以上 300戸以下			4,190,000	
301戸以上	5,130,000			

※1 同時に建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出する場合は、①又は②の表の該当区分の額に建築確認申請手数料を加算する。

※2 本手数料は、令和4年10月1日以後に申請のあったものについて適用する。

長期優良住宅建築等計画認定等申請手数料

R4. 10. 1

- (1) 1戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの）の場合は、次の表に掲げる額。
 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅）の場合は、総住戸数の区分に応じて定める金額。

(円)

区分		金額		
③ 長期優良住宅建築等計画変更認定（新築）	「長期使用構造等確認書」または「長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書」を添付する場合	1戸建ての住宅	6,000	
		共同住宅等	5戸以下	11,000
			6戸以上 10戸以下	18,000
			11戸以上 25戸以下	31,000
			26戸以上 50戸以下	49,000
			51戸以上 100戸以下	76,000
			101戸以上 200戸以下	120,000
			201戸以上 300戸以下	160,000
	301戸以上	180,000		
	その他	1戸建ての住宅	23,000	
		共同住宅等	5戸以下	54,000
			6戸以上 10戸以下	86,000
			11戸以上 25戸以下	170,000
			26戸以上 50戸以下	300,000
			51戸以上 100戸以下	520,000
101戸以上 200戸以下			970,000	
201戸以上 300戸以下			1,390,000	
301戸以上	1,710,000			
④ 長期優良住宅建築等計画変更認定（増築又は改築）	「長期使用構造等確認書」または「長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書」を添付する場合	1戸建ての住宅	9,000	
		共同住宅等	5戸以下	16,000
			6戸以上 10戸以下	27,000
			11戸以上 25戸以下	46,000
			26戸以上 50戸以下	74,000
			51戸以上 100戸以下	110,000
			101戸以上 200戸以下	190,000
			201戸以上 300戸以下	240,000
	301戸以上	270,000		
	その他	1戸建ての住宅	34,000	
		共同住宅等	5戸以下	81,000
			6戸以上 10戸以下	130,000
			11戸以上 25戸以下	250,000
			26戸以上 50戸以下	460,000
			51戸以上 100戸以下	790,000
101戸以上 200戸以下			1,460,000	
201戸以上 300戸以下	2,090,000			
301戸以上	2,560,000			
⑤長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定		6,000		
⑥認定計画実施者地位承継承認		3,000		
⑦容積率特例許可（総合設計制度）		160,000		

- ※1 同時に建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出する場合は、③又は④の表の該当区分の額に建築確認申請手数料を加算する。
 ※2 本手数料は、令和4年10月1日以後に申請のあったものについて適用する。